

改正

平成19年3月6日教委規程第1号

平成25年7月2日教委規程第2号

大和高田市特別支援教育就学奨励費事務取扱規程

大和高田市特別支援教育就学奨励費の事務の取扱いは、次に掲げるものの定めるところによる。

- (1) 特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）
- (2) 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号）
- (3) 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行規則（昭和29年文部省令第20号）
- (4) 特別支援教育就学奨励費負担金等及び要保護児童生徒援助費補助金交付要綱（昭和62年5月22日文部大臣裁定）
- (5) 要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱（昭和62年5月1日文部大臣裁定）
- (6) 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定要領（平成25年5月15日付け25文科初第198号）

附 則

この規程は、平成14年11月1日から施行する。

附 則（平成19年3月6日教委規程第1号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成25年7月2日教委規程第2号）

この規程は、告示の日から施行する。